

交通事故のよくある質問

Q 通勤中に交通事故に遭った場合、労働災害保険と相手自賠責保険とどちらを優先すればいいのですか？

原則は、**相手からの賠償（自賠責保険）**です。
ただし、被害者の過失が大きい場合や加害者が任意保険に入っていない場合には、**労働災害保険**を使う方がよいでしょう。

Q 保険会社にそろそろ症状固定の時期と言われました。症状固定とは何ですか？

症状固定とは、交通事故で被害者が受けた精神的・肉体的な障害（ケガ）が将来的に回復の見込みない状態であると認定されることです。後遺障害の有無及び程度については、自賠責調査事務所が認定します。

Q 自転車に乗っていて事故を起こし、相手にケガをさせてしまいました。何か保険は使えますか？

自転車保険を付保していれば、相手への賠償金を保険金で支払いが可能です。また、**個人賠償責任保険**が使えることもあります。
自治体によっては新しく購入する自転車への保険を義務付けているところもあるように、自転車事故への備えは必ずしてほしいと思います。なお、保険に特約が付いていれば、**ご自身のケガの補償も保険金で支払われる場合**があります。

Q 保険会社から一方的に賠償金額の書面が送られてきました。このまま示談していいんですか？

ちょっと待ってください。
賠償金には**損害項目**という内訳があります。その一つ一つの賠償額が妥当で、納得のいく金額であるか検討すべきです。**一度弁護士にご相談ください！**

和輝法律事務所

皆様が抱える問題に対し、共に考え解決をし、和やかで輝く人生の一助となるようにとの願いを込めた事務所名です。

気になることを、気軽に聞ける事務所であるように心掛けております。

土曜日の午後は、無料法律相談時間（先着2組／1時間、完全予約制）を設けております。

交通事故に限らず、相続・家事事件・不動産等のお悩みのご相談にも対応いたします。



WAKI LAW OFFICE

和輝法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目6-8 OLCビル1階

交通事故のあと

困っていませんか？

交通事故に遭われたら…

まさか！の時の
チェックリスト



まずは、

和輝法律事務所

受付時間：平日 午前10:00～午後5:30

電話：06-7507-1184

メール：info@waki-lawoffice.com

事故に遭ってしまったら…

とっさに
思い出してほしい
6つの項目



1. 警察へ連絡をしましたか？
2. 相手の氏名・連絡先を確認しましたか？
3. 相手の付保する任意保険会社、自賠責保険会社を確認しましたか？
4. おケガがないか病院で検査をしましたか？
5. 記憶が鮮明なうちに事故の状況をメモしましたか？
6. 被害物品があれば、損傷状態を写真などで記録しましたか？

保険会社とのやりとりの中で、
「あれっ変だな」と思う事はありませんか？

- 保険会社の対応が遅く、高圧的で話がしづらい。
- 自営業者だが、保険会社から休業中の補償ができないと言われた。
- 主婦だから休業損害はないと言われた。
- 治療を開始してから3ヶ月もしないうちに保険会社から「治療費の打ち切り」と言われた。
- 自分は悪くないのに、過失があると言われている。
- 自分のケガが後遺障害にあてはまるのかどうか分からない。
- 保険会社から示談金が提示されたが、妥当な金額かどうか分からない。

1つでも
当てはまるものがあれば
弁護士に相談してください！

弁護士に依頼すると…

merit 1

保険会社担当者との電話等のやり取りを任せることができます。

merit 2

治療経過に沿って、通院中のお悩み事をご相談していただく事ができます。

merit 3

賠償額の増額が期待できます。損害算出の基準には、自賠責保険基準・任意保険基準・裁判所基準といわれる基準があります。

裁判所基準の賠償額は、自賠責保険基準や任意保険基準に比べ、高額になりますので、弁護士は裁判所基準に基づいて保険会社と交渉します。その結果、賠償金の増額が期待できます。



ご加入の保険に、

弁護士費用特約は付いていませんか。交通事故の被害者が、加害者やその保険会社に対する示談交渉等を弁護士に依頼した場合、弁護士費用をご自分が加入している保険会社が負担するというものです。費用を気にせず安心して弁護士に依頼することができます。